

利用料金の還付に関する基準について

原山公園再整備運営事業により設置する新施設（屋外プール、駐車場、かもめ広場（多目的スペース）及び屋内施設）については、有料施設とするため、平成29年8月開催の堺市議会に堺市公園条例（以下「条例」という。）の改正議案を上程する予定である。

したがって、利用料金の還付に関する基準の制定は、改正条例の議決後になるため、想定している利用料金の還付の内容を次のとおり示す。

1 条例第5条の許可に係る利用料金の還付及びその額

- (1) 指定管理者の都合により使用の許可を取り消したとき。 全額
- (2) 天災地変その他使用者の責めに帰することのできない理由により使用ができなくなったとき 使用ができなくなった日以後の残余期間相当額
- (3) 使用の許可を受けた者が使用しようとする日前14日までに許可の取消しを受けたとき。 全額

2 条例第16条の有料施設の使用許可に係る利用料金の還付及びその額

・かもめ広場（多目的スペース）及び屋内施設（スタジオ）

- (1) 天災地変その他使用者の責めに帰することができない事由により利用できなくなったとき。 既納の使用料の全額
- (2) 利用者が利用しようとする日前7日までに許可の取消しを受けたとき。 既納の利用料の全額